

平成 30 年 12 月 11 日

横浜市委託契約に関する低入札価格取扱要綱の一部改正について

横浜市委託契約に関する低入札価格取扱要綱を一部改正したのでお知らせします。

1 一部改正の概要

低入札価格調査制度を適用している「建物管理業務」、「施設運転管理・保守業務」及び「廃棄物処理業務」に係る一般競争入札（政府調達協定対象契約）において最低価格入札者の入札金額が調査基準価格を下回った場合に実施する低入札価格調査の実施後の手続きを明確にします。

また、調査の結果、調査対象者について、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ落札者としめない場合は、低入札価格調査委員会に諮ることとしますが、調査対象者を落札者とする場合は、調査後の契約手続きを効率的に行うため、工事契約と同様に、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）に諮らず、契約を締結できるよう、横浜市委託契約に関する低入札価格取扱要綱を一部改正します。

2 施行日

平成 30 年 12 月 11 日

3 その他

改正後の要綱については「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」からご覧ください。

【横浜市 > ヨコハマ・入札のとびら > 入札・契約関係規程（財政局所管）】

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei.html>

担当：財政局契約第二課 電話：671-2186